

第30回厚生科学審議会
生活衛生適正化分科会
議事録

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

○大塚課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第30回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を開催させていただきます。

本日は、先生方、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の出席状況を御報告させていただきます。新井委員、大森委員、櫻田委員、野々山委員、堀口委員から欠席される旨、また、藤田委員におかれましては遅れているようですが、今、委員総数23名中17名出席いただいております。過半数に達しておりますので、厚生科学審議会令第7条第1項の規定によりまして、本日の会議が成立していることを御報告させていただきます。

続きまして、委員交代の紹介をさせていただきます。

株式会社日本政策金融公庫、片岡常務取締役でございます。

○片岡委員 片岡です。どうぞよろしくお祈いします。

○大塚課長補佐 続きまして、全国社会福祉協議会、笹尾理事・事務局長でございます。

○笹尾委員 笹尾でございます。よろしくお祈いします。

○大塚課長補佐 なお、昨年度までこちらの分科会長をしていただいていた原田委員におかれましては、辞任をされております。

続きまして、本日、意見聴取人として2名御出席いただいております。御紹介させていただきます。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会の金井様でございます。

○金井意見聴取人 金井でございます。よろしくお祈いします。

○大塚課長補佐 全国すし商生活衛生同業組合連合会の若竹様でございます。

○若竹意見聴取人 よろしくお祈いします。

○大塚課長補佐 続きまして、事務局の異動について紹介させていただきます。7月31日付で着任しております宮寄生活衛生・食品安全審議官でございます。

○宮寄生活衛生・食品安全審議官 宮寄でございます。どうぞよろしくお祈い申し上げます。

○大塚課長補佐 また、4月1日付で着任しております比嘉補佐でございます。

○比嘉課長補佐 比嘉でございます。よろしくお祈いいたします。

○大塚課長補佐 私、4月1日付で着任しています大塚と申します。よろしくお祈いいたします。

本日、宮寄審議官におかれましては、国会対応がございまして、途中で退席させていただくこととなります。御了承いただければと思います。

それでは、まず分科会長をお決めいただきたいと思います。厚生科学審議会令第5条第3項において、「分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する」とされております。先生方から御推薦をお願いできればと思っております。お祈いいたします。

○小池委員 武井委員を分科会の会長に推薦させていただきたいと思っておりますけれども、い

かがでしょうか。

○大塚課長補佐 よろしいでしょうか。

(「異議ありません」と声あり)

○大塚課長補佐 ありがとうございます。

それでは、武井委員に分科会長をお務めいただくということで、よろしくお願いたします。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。今回、紙で配っている資料、またペーパーレス化ということで、タブレットを御用意させていただいております。紙でお配りしたものに付きましては、資料8まで御用意させていただいております。参考資料につきましては、タブレットのほうを適宜御確認いただくようお願いしたいと思います。タブレットの使用方法等、御不明な点があれば、事務局まで御連絡いただければと思います。

それでは、以降の議事進行につきまして、武井分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○武井分科会長 武井でございます。どうぞよろしくお願申し上げます。

私どもが属しております厚生科学審議会の生活衛生適正化分科会は、生活衛生関係営業に関する重要事項を調査・審議するということになっております。具体的には生衛業振興指針に関すること、もう一つは標準営業約款の認可に関すること、これが大きな柱ということになるかと存じます。また、皆様方よく御存じのとおり、生衛業、生活衛生関係営業は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業など、国民生活に密着したサービスを提供するものでありまして、その中で衛生的で安心できるサービスを提供する、衛生規制のもとで活動するということが重要な役割となっております。同時に、生衛業は中小零細企業が大部分であるという特色がございますので、振興と規制が一体となって経営の健全化と衛生水準の向上を図ることが必要と記載されております。

原田先生のように円滑に進められるかどうか、ちょっと心もとないところがありますので、皆様方、よろしく御協力をお願い申し上げます。

それでは、早速審議に入りたいと思います。議事次第に沿って進めていきたいと思ます。まず、「(1) 振興指針改正時期の見直しについて」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○大塚課長補佐 それでは、座って失礼いたします。

振興指針改正時期の見直しについて御説明をさせていただきます。資料1をご覧くださいければと思います。まず、上段に過去5年間の改正実績を記載させていただいております。記載している16業種の指針につきまして、この分科会で先生方に御審議いただき、決定しているものでございます。見ていただいておりますとおり、2013年度は、理容、美容、クリーニング、すし、興行という5業種を審議いただき、また、2017年は食鳥肉販売業の1業種を審議いただいております。こういった形で年度によって審議いただく業種の数が

ばらついているという状況でございます。

また、類似する職種で見えますと、例えば飲食店営業につきまして、2013年度にすし、2014年度にめん、2016年度に一般飲食、中華、料理、社交業、喫茶店営業と異なる年度に審議をいただいているというところがございます。販売業につきましても、2015年と2017年の2回に分かれているという状況でございます。こういった状況ですので、より効率的に審議いただくために、類似性がある業種をできるだけ同じ年度に審議するようにできないか。また、1年間で審議いただく業種の数に均等に、例えば3業種程度にできないか。そういった観点で見直しを検討させていただきました。

下段の今後の改正スケジュールをご覧いただければと思います。一度に変えるというところがなかなか難しいものですので、2018年度と2019年度は移行時期とさせていただき、2020年度から類似性がある業種ごとに毎年3業種程度審議いただくという予定を考えさせていただきました。2025年度以降は、資料1のピンクの部分と同じ順番で回していくということでございます。

また、2021～2022年度、2年間かけて飲食店営業を審議いただくわけですけれども、2022年度に1つにまとめた形で指針のほうを改正していただくといったことを考えております。

私からの説明は以上となります。

○武井分科会長 ありがとうございます。これは5年に一度という理解で基本的にはよろしゅうございますか。

○大塚課長補佐 そうです。

○武井分科会長 お手元の資料1の上が過去5年間の実績で、下が今後の改正スケジュールということになります。今、御説明いただきましたとおり、年度によって改正する指針の件数にばらつきが見られた。それを年3業種程度に改めようということで、今回の御提案の第一であります。そして、飲食店営業、販売業など類似の業種を同じ年にまとめるということが2つ目であります。そのようにすることで、今回の見直しによって1年で審議する分量が均一化されて、効率的な審議が可能になるのではないかと。そのように理解いたします。

これにつきまして御質問、御意見がありましたら、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、このスケジュールの改定について御了承いただいたということでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○武井分科会長 ありがとうございます。

続きまして、「(2)美容業、飲食店営業(すし店)の振興指針改正について」を審議いただきたいと思います。まず美容業について、事務局から説明をお願いいたします。

○大塚課長補佐 それでは、また座って失礼いたします。

振興指針の見直し方針ということで、資料2をご覧いただければと思います。こちらは振興指針の基本的な構成を示しております。色分けとして、青色の部分が今回の美容業、

また、すしの振興指針の変更箇所となっております。他の業種と同様に、訪日外国人旅行者への対応、受動喫煙防止対策、生産性向上に向けた対応、最低賃金引き上げに向けた対応、こういった事項を盛り込んでおります。また、新たに働き方・休み方改革への対応、HACCPによる衛生管理、こういったものを盛り込んでおります。

具体的な変更箇所について御説明をさせていただきます。第三の二の2の(3)、青色の文字で書かせていただいています。「訪日外国人旅行者への配慮」、その下の「メニュー表示等の食品表示に関する対応」、その下の「省エネルギーへの対応」「受動喫煙防止対策への対応」、こういったものについて盛り込みをさせていただいております。

続きまして、裏面をご覧ください。こちらは第五、営業の振興に際し配慮すべき事項ということで、六、七、八と青くさせていただいております。「災害への対応と節電行動の徹底」。もともとは東日本大震災について書いていたものですが、今般の大雨、豪雨による災害対応、地震や津波等への対応、そういった対応について、東日本にとらわれない、災害全般の対応ということで変更をさせていただいております。「七 最低賃金の引き上げに向けた対応」。こちらは28年度の改正より盛り込んでいる事項でございます。最後は「八 働き方・休み方改革に向けた対応」。こちらは今回初めて盛り込む事項でございます。それぞれの事項につきまして、営業者に期待される役割、組合及び連合会に期待される役割、国及び都道府県等の役割、最後に公庫様に期待される役割、そういったものを示させていただいております。

続きまして、具体的に美容業の振興指針の新旧対照表を事務局のほうで素案を御用意させていただきました。資料4をご覧ください。赤字の部分が今回私どものほうで修正、変更させていただいた箇所になります。

1 ページ目、2 ページ目は、厚生労働省のほうで行っている経営実態調査、27年度に行ったものの文言を反映させていただいております。

3 ページ目の中段、国庫補助金について記載させていただいております。こちらにつきましては、他の業種を参考に變更させていただいております。

4 ページ目、「保健所設置市又は特別区」という文言がございます。こちらについても他の業種を参考に變更させていただいております。

5 ページ目の中段、障害者差別解消法を盛り込ませていただいております。こちらにつきましても他の業種を参考に變更させていただいております。

8 ページ、(3) 省エネルギーへの対応の上の障害者差別解消法に関する事項でございます。こちらについても他の業種を参考にしております。

(3) の省エネルギーへの対応。こちらについても他の業種を参考にしております。

(4) 訪日外国人旅行者への配慮。こちらも同様に追加をさせていただいております。

9 ページの(5) 受動喫煙防止対策への対応。こちらについても同様に追加をさせていただいております。

11 ページの上段「加えて都道府県指導センターにおいて」という文言についても他の業

種を参考にしております。

続きまして、15ページ、16ページ、17ページでございます。経営改善について盛り込んでおりますが、こちらについても同様でございます。

18ページ、二の1、組合及び連合会による営業者の支援。「また」以降が赤字になっております。こちらにつきまして、当課で行っております経営改善に役立つ好事例集を集める取り組み、また、生産性向上に向けて組合員の方へどういったことをしていただければいいのか、そういった取り組みを私どものほうで集めて、連合会、また組合のほうにフィードバックをする。今、そういった取り組みをさせていただいておりますが、そういったことをここで盛り込みをさせていただいております。

19ページ、(5) 経営課題に即した相談支援に関する事項。こちらにつきましては、他の業種を参考に變更しております。

20ページの(10) 事業の承継及び後継者支援に関する事項でございます。営業者の高齢化が急激に進んでいることを踏まえまして、變更をさせていただいております。

21ページ、好事例集の収集、また、それを普及していくといった取り組みについて記載をさせていただいております。

22ページ、第五、営業の振興に際し配慮すべき事項ということでございます。先ほどお話しさせていただいたとおり、災害への対応、最低賃金引き上げに向けた対応、働き方・休み方改革に向けた対応、そういったものを追加させていただいておりますので、この項の初めに、それに伴って赤字の部分を変更させていただいております。

25ページ、四、禁煙等に関する対策ということで、こちらは新設となっておりますが、他の業種を参考にさせていただいております。

26ページの五、災害への対応と節電行動の徹底というところでございます。こちらは、変更前は「東日本大震災への対応」ということにさせていただいていましたけれども、その他全般、台風、豪雨、そういった自然災害に対してどう対応していただくか、そういった観点で變更をさせていただいております。

27ページ、六、最低賃金の引き上げに向けた対応（生産性向上を除く）とさせていただいております。第四のほうで生産性向上について盛り込みをさせていただいておりますので、こういった書きぶりさせていただいております。

29ページ、第七、働き方・休み方改革に向けた対応。こちらは、今回初めて振興指針に盛り込む内容となっております。今、説明させていただいた内容につきましては、あくまでも事務的に整理をさせていただいて、素案という形で今回準備をさせていただいたというものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○武井分科会長 ありがとうございます。

資料2と資料4について御説明をいただきました。

それでは、次に美容業の現状につきまして、理事長さんでいらっしゃる吉井委員から御

説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○吉井委員 美容業についての説明をさせていただきます。私、全日本美容業生活衛生同業組合連合会の理事長をしております吉井と申します。これからは着座にて御説明申し上げます。

お手元に資料があると思いますので、あわせてご覧いただければ幸いです。

1に「業界（組合員）の経営環境について」と出ておるとは思いますけれども、私どもの業界は、養成制度、資格制度、要するに、免許制度に基づいて業として成り立っているわけでありまして、ですから、少なくとも衛生水準や技術水準につきましても、世界的にも決して低くなく、むしろ高いと評価されているところでございます。

美容師の美容技術に対する意欲は、年齢問わず、若い方はもちろんのことですけれども、ある程度年齢を重ねられた方であっても非常に高い意欲を持っているといった業種でございます。ただ、非常に零細規模。従業員数が業界平均でいきますと2.1人。我々組合員の平均でいきますと1.9人。こういった非常に零細な店舗運営をしているということでもあります。

また、店舗運営をしていますが、副業的に例えば店販商品とかそういったものを売るといったことにつきましても、それほど大きな売り上げがあるわけではありません。組合員の高齢化がどんどん進み、全体的に65歳以上、高齢者が半数を超えるような状況に現在なっているところであります。

どうして従業員の人数が少ないのかということについては、労働環境の整備がまだまだ十分でないと考えております。賃金や労働時間、社会保険、労災保険等の整備が不十分で、労働環境の問題で、せっかく入ってきている人材が他産業や途中でやめていってしまうといったことが現実には起きているところであります。

そのような中、私たちは消費者のニーズは非常に高いと考えています。ですけれども、店舗数がどんどん増えていっています。現在では全国で24万軒強ありますし、従業員も先ほど2.1人、1.9人と申しましたように、50万人強までなっていて、パイとしては非常に大きいのですが、売り上げとしては決して右肩上がりに上がっているということではございません。

そのような中で、関連するエステやネイル、メイクといったもののニーズもトータルビューティーとしてお客さんが非常に求められているところでありますから、そういったものに関しましても美容室において展開していく。それによって売り上げ等、要するに、労働生産性を上げていこう、それに伴い賃金を上げていこう。このように考えているところであります。

今、施設数が非常に多い。どうして多いのだろうと考えますと、一つは労働環境が少しよくないということで、自分で独立してやっていかないとやっていけないのではないかと。そういったことも踏まえて店舗数が増えていっているということもあります。無論、先ほど申しました労働環境の改善が今後必要でありますけれども、今、言ったような状況

の中で美容師さんの他産業への流出があると言わざるを得ません。

それから、成人式の問題でも一部問題になっておりますが、成人式を行うための写真スタジオや着付けの着物の業者。昨年も着物のレンタル業者、販売業者等が問題になりましたけれども、そういったところとの競合も現在起きています。

時代のニーズ、少子高齢化に伴い、高齢者のための出張美容。施設、在宅といったところに出張いたしますが、出張専門の業者も出てまいりました。今までは店舗を持ち、店舗内で営業していくということでございましたけれども、出張業務を専門とする業者等も出ており、そういった問題も今後はどのように対応していくかが問題点になろうと思っております。

なお、スーパー、家電メーカー、大手のところへ行きますと、私たちの美容に関するいろいろな器具が出ています。そういった器具を自宅において皆さんが使われ、いろんな雑誌も出ております。そういった専門知識は我々以上にお持ちの方もいらっしゃる、そのような状況であろうかと考えます。

さまざまな要望がなされている外国人の就労の問題も我々の業界を取り巻いています。外国人の問題につきましては、さきに述べましたように、私たちの労働環境の整備をいち早く行うことによって、将来外国人が我々の業界に入ってきたときに、今以上の他産業への流出、帰国といったことのないように、日本人の就労を高めることによって、せっかく来ていただいた外国人もともに共生できるのではないかと考えているところであります。

振興指針に当たっては、先ほど説明がございましたとおり、これからは振興指針でいろいろなことを組合員、業界に発信していかなければなりません。ブロックの研修会。我々は6ブロック、47都道府県を6つに分けてありますが、その6ブロックにおける研修会や、毎月出しています機関誌等によって今、言ったような問題、また新しく政府見解や厚生労働省から御指導いただいた部分につきましては、いち早く組合員に届くように常に努力しているところであります。

連合会がそういった事業をどのようにやっていっているか。具体的に申しますと、先ほどエステ、ネイル、メイクというものに取り組んでいってトータルビューティーをやっていくべきではないか。そうすると、お客様に対して一定水準以上のサービスの提供をしていかなければならない。そういったことから、エステやネイルやメイクの技術水準を維持するための評価認定制度を実施しています。

まつ毛エクステンションにつきましても、全国における指導者の養成講習会を実施。着付けについては、着付け社内検定、技能検定の推進を行い、訪問美容につきましても同じように推進をしているところであります。その成果につきましては、まだはっきりと出ておりませんが、徐々にある程度の成果が上がってくると実感しているところであります。

このような中、取り組みが難しい事業として、消費者の需要が年に何回美容室に来ていただくかという来店回数、頻度が若干下がってきているようであります。それから組合員

の高齢化によって新たな設備投資が行われぬ。衛生水準の維持等を我々の業界の一つの目的とする以上は、これをやっていかないとだめではないか。そういったことに対する融資制度や、もろもろに対する優遇策をまたお願いするところがございます。

以上であります。

○武井分科会長 ありがとうございます。

ただいま吉井委員のほうから美容業の現況についてということで、資料3になりますが、経営環境、振興指針に定められた事業の取り組み状況等についてお話をいただきました。

それでは、ただいまの美容業の説明に対しまして御質問や御意見がありましたら、御発言いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。どうぞ。

○佐野委員 御説明ありがとうございます。

新旧対照の5ページの上、アレルギーの話とまつ毛エクステンションについて。両方も消費者にとって非常に重要だと考えていますが、書いてあることが前回と全く変わらないのです。まつ毛エクステンションに関しては、2015年にたしか国民生活センターが1000人対象にアンケート調査を行っております。まだまだ業界に対する要望が強く出ていますし、これからますます盛んになっていくのではないかと思います。まつ毛に接着剤をつけて、毛をつけていくということ。それは若い方に特に取り入れられているので、この辺の状況が一体どうなっているのか教えていただきたい。

あと、パーマメントのところを書いてあります毛染め、脱色は、いろいろアレルギーの心配があるところですが、ここで「消費者の関心も高く」というのは、そのとおりなのですが、「公衆衛生の見地から感染症対策等の充実を図り」というのですけれども、アレルギーは別に感染症ではありません。同じことを何回も繰り返すと危険だとか、日本カラー工業会はホームページで、もし1回アレルギー症状が出たら、同じものを2回使わないようにとか、きちんと書かれております。コミュニケーションをとる、消費者にきちんと伝えていただきたい。被害に遭った方の写真を見ると、恐ろしいほど腫れているので、そのあたりのコミュニケーションのあり方とか、現状どうなっているのか。この書き方、さらりと書かれていてよろしいものかどうかというのを疑問に思っているのですが。

○武井分科会長 どうぞ。

○吉井委員 アレルギーの問題について、まつエク、パーマ、ヘアカラー、ストレートパーマ、そういったことについての御質問だったと思っております。まつ毛エクステンションにつきましては、被害状況が決して大幅に下がっていったということではないと思っております。それから、カラー工業会と言われたのは、ヘアカラー工業会のことだろうと思っておりますし、パーマも同じように工業会でございます。特にヘアカラーにつきましては、かぶれましたら非常に大きなダメージを受ける。まつエクも目ですから、ダメージを受ける。そういったことについては、それぞれのメーカーさん、薬をつくっているところともよく話をしたり、それから技術者自身もどんどんテクニックが変わっていくので、テクニックが変わっていく部分につきましても意見交換をし、我々自身も技術の向上をどんどん進めていって、

いかに安全性があるかというふうなテクニックも知っていく。

ただ、残念ながらまつエクについての接着剤、グルーについては、現在基準がはっきりしていないというところがあって、若干使用しているグルー、接着剤が施術者によって違うという点があると思います。そういったことも今後はメーカーとかそういったところとよく話をして、安全性の高いものをつくっていただくようにという要望は出していきたいと思っています。

ヘアカラー工業会につきましても、話をしまして、パッケージにたばこと同じように、これを使いますとこういったかぶれがありますよということを明記するよという申し合わせをし、もう一つ進めますと、サロンにおいてそういったポップを出してくれと業界に我々が要望しているぐらいです。ちょっとそこまでは行っていませんが、そのように要望はしていつているところでもあります。

パーマネントウェーブ工業会も同じように、自分のところにおいて安全基準、基準値を設けられまして、そういったものの中で薬品や取り扱い等も進めていつている。こういうふう理解しているところでもあります。

以上です。

○武井分科会長 どうぞ。

○佐野委員 ありがとうございます。

業界の中での話し合いはぜひ進めていただきたいのですが、消費者にきちんとそれが伝わっているか、安心安全、お店を選ぶ一つのポイントになるかもしれません。それが私たちにとっては非常に重要なのです。

○吉井委員 十分にわかります。実はその点についてもメーカーさんとよく話をしますが、でも、メーカーさんはそれを余り強調し過ぎると若干引かれるといいますか、売り上げが少し低迷するということもあるのだらうと思いますが、でも、そこにつきましては消費者の安全が第一でありますから、もっとコンタクトをとって、意見交換等を含めて、今おっしゃっていただいたようなアピールはしていくように努めたいと思います。

○武井分科会長 よろしいですか。

○佐野委員 それはどこかに書かれているのでしょうか。

○竹林課長 事務局です。

具体的に何が書けるかというのは、美容連合会さんと相談させていただきながらですが、何か書くとすれば、先ほど御指摘があったところは今の状況ということなので、5年前とそんなに変わっていないのだとすると、むしろ具体的に営業者としてやるべきこととか留意しなければいけないことに関して、5年前と比べて何か進歩していることがあれば、それを書き込んでいければということだと思いますが、今、具体的に何が書けるかということがよくわからない中で申し上げていますので、絶対何か新しいことを書くと確約はできませんけれども、5年間の進歩が何かあれば、ここに書いていくことによって、全国の営業者がこれを読んでいただければ、そのことが現場で生かされるということだと思います。

ので、そのような対応をできる限りしていきたいと思います。

○佐野委員 わかりました。

○武井分科会長 まつ毛エクステンションは、急速に人気が出た分野と見てよろしゅうございますね。それだけに消費者にお伝えする部分も業界としていろいろ配慮されていらっしゃる。

○吉井委員 そうですね。もっと頑張ります。

○武井分科会長 他にはいかがですか。よろしくお願いいたします。

○遠藤委員 2点あります。

1点目は、新旧対照表ですので、どちらかというとな事務局側への確認です。次のおすし屋さんのほうの振興指針もそうだと思うのですが、「期待されること」というのは、「努めることが期待されること」という文言が変わって、ただ、一方、そのまま「努めること」もあるし、「必要である」というふうにな幾つかトーン分けをしているようですが、私が見たところによると、国とか自治体に対しては「努めること」で、一般の業界に対しては、今までは「努めること」だったのが、「努めることが期待される」となっているのですが、その辺の表現の使い分けに意図したものがあるのかどうかということが1点目。

2点目はコメントですけれども、公衆衛生の立場から言うと、新旧対照表の16ページが一番上、今までは「定期的な内外装の改装」というものに対して、「安全で衛生的な店舗とするため」と。とかく競争が激しくて、ただただ見て美しいような、お客さんを引き込むような改装だけでなく、基本は安全、衛生ですから、ここに改めてこの文言を入れていただいたということは、公衆衛生に関係する者としては大変評価をしたいと思います。

以上です。

○武井分科会長 最初の遠藤委員からの質問についてはいかがでしょうか。

○大塚課長補佐 先生おっしゃられたとおり、「努めること」につきましては、国、都道府県等がすると。「期待される」ということにつきましては、営業者、また、組合連合会というところの使い分けをさせていただいております。

○竹林課長 逆に今のような観点できっちり書き分けられているかどうかは微妙なところもありますので、もう一度念には念を入れて精査したいと思います。

○武井分科会長 よろしく願いいたします。

ほかにお手を挙げていただいた。

○後藤委員 質問したかったのは、遠藤委員の1番目の質問と同じで、どういう表現の使い分け方をされているかということをお聞きしたかった。了解しました。

○武井分科会長 よろしゅうございますね。

○後藤委員 はい。

○武井分科会長 お願いいたします。

○藤田委員 ちょっと教えてほしいのですが、まつ毛エクステンションというのはあるのですが、ネイルについてはどうなっているのか。このごろネイルをする人がすごく

増えてきて、それに対する衛生面とか許可とか、そういうものはどうなっているのか、ちょっと教えてほしいなど。

○竹林課長 何かおわかりになることがあれば。

○吉井委員 ネイルについては、ネイルサロンが大変増えてきていまして、むしろ過剰きみではないかと我々は思っているところでもあります。ネイルについては、爪が伸びますので、衛生的に言いますと、少し放っておくと地の爪が出てまいります。そこに水がたまったり何かしますと、カビが起きてきたり、非常に不衛生になってくるという点があるのだと思います。

そういったことで、ネイルについてはネイリスト協会という民間の協会があって、そこにおいて衛生基準等を設定され、その基準で現在指針として営業されていると思います。ですから、美容師法の中にこれで基準があるということではございません。

○竹林課長 ネイルにつきましては、美容師の資格を持っていなければやってはいけないということでは必ずしもないのですが、ただ、實際上、美容室でなされる場合も多いということですので、先ほどと同じことになりますけれども、少なくとも5年前に比べて営業者として留意しなければいけないこととして付加すべきものがあるのかなのか、そこは御意見を踏まえまして検証させていただければと思います。

○武井分科会長 お願いいたします。

○山本委員 新旧対照表12ページの衛生管理の点でお尋ねしたいのですが、一番最後の行「アタマジラミ等の流行の兆し」というところが5年ほど前の旧指針と文言が全く変わっておりませんが、5年間兆しのままで、定着したとか流行が拡大したということではないわけですか。ということと、「アタマジラミ等」はあくまでも例示であって、「寄生虫」という表現がいいかわかりませんが、そういう虫の問題、そこら辺のことで一般化して書かれたほうがよろしいのか、どちらかなという点についてお尋ねしたいと思います。

○大塚課長補佐 御指摘のとおりだと思いますので、状況を確認して、直すべきところは修正を加えたいと思います。

○武井分科会長 よろしゅうございますか。

○山本委員 はい。

○武井分科会長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、美容業の御説明に基づく御質問、御意見に続きまして、飲食店営業（すし店）についても同様のことが必要とされますので、まず事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○大塚課長補佐 それでは、座って失礼いたします。

資料6、すしの振興指針の新旧対照表を御用意いただければと思います。こちらにつきましても赤字部分に変更させていただいているところがございます。変更させていただいている部分につきましては、過去5年間で他の業種で変更があった部分、新たに追加をさ

せていただいている部分について赤字とさせていただきます。

1 ページ目、2 ページ目は、調査に基づいて数字のほうを変更させていただいております。私ども厚生労働省生活衛生課のほうで経営実態調査を実施しておりますが、こちらについては28年度に行ったものでございます。

3 ページは、国庫の補助金のことを書かせていただいております。こちらは、他の業種に倣って変更をさせていただいております。

4 ページは、下の部分を赤字とさせていただきますが、28年度に改正しました一般飲食業を参考にして変更させていただいております。ただ、旧のほうで和食、ユネスコの無形文化遺産という登録があった。こういった文言が消えてしまっておりますので、この部分につきましては、後ほど外国人旅行者の部分で書かせていただいております。

5 ページ、二の今後4年間における営業の振興の目標。通常であれば5年でございますが、今回見直しによりまして、次回が2022年になりますので、「4年」とさせていただきます。

5 ページの下、食品衛生法が改正されておまして、HACCPの衛生管理について記載をさせていただきます。

7 ページ、下の(2) 訪日外国人旅行者への配慮というところでございます。こちらについて他の業種に沿って変更させていただいておりますが、8 ページの「さらに」というところで、和食のユネスコの無形文化遺産に登録された。こういった文言については生かして、変更をさせていただいております。

9 ページ、(4) のメニュー表示等の食品表示に関する対応、(5) の省エネルギーへの対応、(6) の受動喫煙防止対策への対応、こちらにつきましても他の業種を参考にさせていただきます。

10 ページ、下の組合及び連合会に期待される役割というところの赤字でございます。こちらにつきましては、一般飲食業を参考にさせていただきます。

13 ページ、赤字の部分でございますが、今回食品衛生法の改正に伴いまして、「HACCPに沿った衛生管理」といった文言を追加として記載させていただきます。

15 ページの赤字の部分、(2) サービスの見直し及び向上に関する事項ということで、アのサービスの充実の⑧⑨⑩について赤字にさせていただきますが、こちらにつきましては一般飲食業を参考にさせていただきます。

16 ページ、17 ページの赤字の部分、他の業種を参考にさせていただきます。

19 ページ、営業者に対する支援に関する事項ということで、組合及び連合会による営業者への支援というもの。こちらは「また」以降を赤字とさせていただきますけれども、生産性向上に向けてどう推進をしていくかということで、当課のほうで行っている営業者の経営改善に役立つ情報を収集して、組合員の方にセミナー等に参加していただいております。それを情報発信していただくということを盛り込ませていただいております。

(1) のオとしてHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を推進するための手引書の作成。

HACCPのことについても追記をさせていただいております。

20ページの赤字、（５）経営課題に即した相談支援に関する事項を追加させていただいておりますが、他の業種を参考とさせていただいております。

21ページにつきましても他の業種を参考に変更させていただいております。

22ページの赤字の部分、好事例集を有効活用する、そういった取り組みを追記させていただいております。

23ページ、第五、営業の振興に際し配慮すべき事項。23ページ、24ページと続きますが、こちらにつきまして、災害への対応、最低賃金の引き上げに向けた対応、働き方・休み方改革に向けた対応といった文言を追加しておりますので、前文についてもそれに沿って直しを入れさせていただいております。

25ページ、食育、食の安全への関心の高まり及び健康志向への対応。「食育への対応」から「食の安全への関心の高まり及び健康志向への対応」と変更させていただいておりますが、こちらは一般飲食業を参考にさせていただいております。

26ページ、四、禁煙等に対する対策についても健康増進法の関係で変更をさせていただいております。

28ページ、災害への対応と節電行動の徹底。こちらは美容業と同じでございますが、「東日本大震災への対応」から変更しております。

30ページ、最低賃金の引き上げに向けた対応（生産性向上を除く）。こちらについても美容業と同様の変更をさせていただいております。

最後、31ページの八、働き方・休み方改革に向けた対応。こちらも先ほどと同様に今年度初めて盛り込みをさせていただく文言でございます。

以上、こちらについても事務的に整理をさせていただいて、素案という形で準備をさせていただいたものでございます。

説明は以上になります。

○武井分科会長 どうもありがとうございました。

資料2と資料6に基づきまして、大塚課長補佐のほうから飲食店営業（すし店）について御説明をいただきました。

それでは、次に飲食店営業（すし店）の現況ということで、今日おいでいただいております若竹意見聴取人から御説明をお願いしたいと思います。

○山縣委員 私がやりましょう。

○武井分科会長 よろしゅうございますか。

○山縣委員 構わないです。

○武井分科会長 それでは、山縣委員からお願いいたします。

○山縣委員 全国のすし商組合の会長を務めております山縣と申します。

先般膝の手術をしましたので、椅子に座ったり立ったりがうまくいかないのです、座ったまま、なおかつ足を投げ出してやりますので、非常にふんぞり返った姿勢なのですけれど

も、膝の状況からお許し願いたいと思います。

それでは、資料に沿いましてかいつまんで業界等の説明をしていきたいと思います。私どもの団体は飲食関係、特に生衛16団体は皆、人を使って、人様を相手にする商売という点では、それぞれ共通点の多い業種でございます。すし屋の経営的な特徴、強みと書いてありますが、これは経営者イコール調理師という場合がほとんどであります。チェーン店を展開して、経営者というような、全然、握り、配膳等にタッチしないで経営するというお店もございしますが、個人で経営しているお店がほとんどであります。ここに一つの特徴がありまして、例えば夫婦2人でも十分に経営できるという特徴があります。後ほどこの点については問題点等々を説明していきたいと思います。

組合員店の弱みという点につきましては、営業力が弱いということもございします。それから、なかなか従業員が集まらないというのが現状であります。それと、おかげさまかどうか、世界的におすしが普及いたしまして、なかなか日本に優良な材料が入りにくくなっている。つまり、漁価が高くなっているという現状の問題があります。

また、いろいろな事業、商売と過当競争ですね。最近ではイタリアンのシェフ、パティシエといった、俗に言う見た目が格好いいというところに若い人が就職するという傾向が見られておりまして、少なくとも我がすし商業界に限っては、人を募集してもなかなか集まらないという事情もございします。

一方、回転ずしさんも僕らの仲間で、組合に入っている回転ずしもございしますが、回転ずしさんが開店すると、営業規模が非常に大きいのです。車が何十台もとまれるような駐車場を設けて大々的にやると、やはり個人の店では太刀打ちできない。そうすると、結局、廃業に追い込まれるというケースも出ております。

それから、後継者が不足と言っているのでしょうか。不足でもないのです。例えば夫婦2人でやるようになりますと、そこへせがれとか娘、あるいはお婿さんが、お父さん、おじいさん、あと商売をやるよというケースが出て、昔は割り方、利幅、あぶく銭、もうかったわけです。そうすると、いいですよということになったのですが、最近では私たちの業界だと、1人従業員が増えると、100万円の売り上げが増えないと給料を払えないのです。利益率が大体50%。40のお店、60のお店もあります。平均して半分としますと、100万円のうち50万円ほど浮いてこないで給料を払えないのです。これが非常に難しい。せっかく跡を継ぐよと言われても、経営者夫婦ではおまえのことを給料、面倒を見られない。労働時間も長いから、ほかの業種に行ったほうがいいよというケースもかなりございします。

したがいまして、老夫婦という形で経営してきますと、片一方、旦那か奥さんが体を壊したり、けがをしたりすると、それがきっかけで廃業になってしまうのです。そういうケースが増えております。

逆に若い人が店を開店するといったことも必ずあるのです。一番大きいのは、組合に加入すると日本政策金融公庫の金利が有利に借りられるという点があります。ほとんどこれで入ってきます。したがいまして、これはありがたいのです。ところが、昔は組合に対し

て文句があると、脱退とか退会というケースがありました。これは説得すると何店か戻ってきたのですが、最近は廃業なのです。廃業されてしまうと、どうにもならない。現状は廃業のほうが多いので、組合員が減っているという事情がございます。

一つには、新しく開業しても組合に入らないで商売しているところが多いのです。そういう人の話を聞くと、組合に入って組合費を取られて、すぐ言うのはメリットということです。どういうメリットがあるのか。組合というのは人のつながりでありまして、情報が集積する場所でありますから、利用すべきものなのです。ところが、最近の若い人というのは、目に見える、要するに、何が得かという発想からしますと、入らないというケースが多いのです。

もう一つ、組合に入っていると、衛生管理あるいは講習会。今年も6月に衛生講習会をやりました。それからスタンプ検査と申しまして、組合員が一店一店回って衛生検査をするのです。そういうことが入っているのは組合員だけです。保健所は入っていない。組合員店も回っていると申しますが、回っているという話は余り聞かないです。確かに夏場何店舗か行っていると思いますが、各保健所の働いている方の人数から察すると、少なくともすし商に限って指導しているかなというのと、わかりません。実際に指導が徹底するのは組合組織だと思います。いろいろな資料が回ってくると、組合の組織を利用して、三角構造になっているので、それでみんなで流れていきますけれども、組合に入っていないお店はどういうことなのか。

したがって、組合に入ったほうがもっと得だという方策を国あるいは都道府県でやっていただきたいなと思います。最近では保健所に営業許可をとりに行くと、組合に入りなさいと言ってくれるところまではなりました。ただ、例えばすし屋に入りなさいとは言わない。これは仕方ありませんね。飲食業とか喫茶とかいろいろありますので、なるべく入ってくださいとしか言ってくれない。もっと踏み込んで、組合に入ったほうが得だと。

例えば組合店の営業許可の更新年月日。組合に入らないようなお店は大体衛生が徹底しておりませんから、毎年更新するぐらいの厳しい方策を打ち出さないと、現状はなかなか変わらないと思います。組合に入らないほうが得だというのが続く限り、なかなか入ってくれないと思います。

最近、一般的には外食に係る費用は横ばい。底ばいと言っているのでしょうか、全体的になかなか伸び悩んでいます。ただ、おかげさまですし商のほうは、売り上げが平均で伸びてきました。今まで悪かったからリバウンドで上がるという解釈もあるのですが、これは外国人のお客さんが増えているのです。うちは都寿司というすし屋ですが、外国のお客さんが来ない日はないです。したがって、日本人の売り上げは低迷しているのだけれども、おかげさまで世界的にすしの人気ということで、外国人のお客さんは非常に増えてきています。各都道府県の組合関係者に会うとみんなこれを言います。例えば広島、大阪、京都、北海道もそうでした。外国人が大勢来るところは間違いなく伸びています。

20年、30年前は、おすしはキャッツフード、猫の餌だと言われて、ばかにされて食べて

くれなかった。入ってきても試し食いと言って、日本のおすし屋はどういうものかいな、ちょっと食べる程度、ノーノーで終わりだったのです。今は本当に箸を使って食べています。これは非常にありがたい傾向です。

と同時に、これは厚生労働省が発表する数字ですが、世界中に物すごい勢いですし屋が増えています。そのうちの80%以上、あるいは90%はめちゃくちゃなすし屋です。これは非常に問題があります。知識もない、技術もない人が看板だけ「すし」と出すと、売れてしまうのです。お客さんもまだ育っていません。これは非常に危惧する問題なので、全国すし商組合といたしましては、国際すし知識認証委員会というのを立ち上げまして、初めは全すし連の中の組織だったのですけれども、そうすると、活動に非常に制約があるので、実際は同じなのですが、一步踏み出して活動委員会というのを別団体にしました。

千葉県の上野の理事長の風戸さん、それから小川さんという方が世界中回って。今、小川さんはブラジルで正しいすしの知識、技術を広めています。そうすると、何で日本のおすしは高いのかと納得してくれます。

というのは、6年前にシンガポールで技術コンテスト及び講習会を行いました。マーケット、市場へ行くとすぐわかります。市場がひどい。マグロがありました。はい、隣に豚がいます。貝がありました。その隣に鶏がいたという状態です。これは火を使う、油を使う文化なのです。僕たちすし商というのは、生の魚を使うということです。そうすると、家庭の奥さんも、例えばお魚を買ってくると、すぐ冷蔵庫に入れなさい。わかっているわけです。

例えばインドネシア、中国もそうです。火を使う文化はそういう感覚がないのです。ところが、地元で海があれば、魚はとれます。その魚が安く手に入るから、それを技術のない人が生でやれば、危なくてしょうがない。まして、私はシンガポールで、風戸さんという方は世界中を回っていますけれども、氷も危ないですよ。皆さんも御存じだと思いますが、三つ星だの梅干しだのかつような立派なホテルでも、水道の水は飲まないでくださいと言われるはず。日本人は弱いのかもしれませんね。神経質になってしまって、ペットボトルを持っていきなさいという時代になりましたけれども、いずれにしても、外国のほうの衛生基準はひどいものがあります。

最近豊洲に行ってくれてやれやれだと思っていますが、築地もポイントだけはまあまあ押さえていました。築地がぼんぼろなのはどうしようもなく、ようやく行ってくれたという現状ではありますが、こういう正しい知識を広めるということも大事なことだと思います。そして、若い人の夢につながりますからね。あ、なるほどな、日本のすしの技術はすごいのだなと。これは大事なことだと思います。

最初に言いましたように、何で夫婦でやるか。人を使うと大変なのです。やれ厚生年金だ、退職金はどうか、残業代はどうなっているのだ。私たちなどは年中残業ですからね。恐らく飲食業というのは全て労働時間がないです。まともに書いたら、十何時間働いていることになるのです。起きているうちはみんな仕事となります。朝早く起きて、夜遅くま

で。場合によっては1時、2時までやっていて、勤めていたときは3時間ぐらいしか寝られなかったというのが実情であります。

でも、そういうわけにもいってられないです。

今後は、人を雇うのに対しても経営者としては気をつけていかなければならないというので、マニュアルを近々作成して組合員に配ります。ただ、私は経営者でありますから思うのですが、現行の法律は労働者の方を守る。これは大事ですね。そちらばかりだと思えます。経営者に対して、もう少し法的な保護とまでは言わないけれども、守っていただかないと、みんなばからしくなってやめてしまいますね。勤めていたほうがいやとか、労働時間が長くて、働いていてもばからしいやということになるので、そのあたりは新しく整備していただきたいと思えます。

これは厚労省さんへのお願いというより、財務省の税金のほうの管轄になるのですが、交際費課税の撤廃をずっと言っています。財務省のほうは消費税が足りない、足りないということで、来年消費税が上がるということになっておりますが、本来は交際費の課税を撤廃すれば消費が動くのです。何もすし商だけではなくて。これは大きな意味で景気回復につながると思えますし、大事なことです。

もちろん、来年の増税については、私ども団体は大反対です。でも、なった以上は合わせていかなければいけないので、一つは軽減税率の云々。生鮮食品は8%とか、出前は8%とか、とてもじゃないけれども経営者はついていけないです。よほど大きなお店で、きちっとレジが対応していれば別ですが、恐らくそういうお店でも、あ、出前で持っていこうと思ったのだけれども、店で食べることにしたらどうするのだとか、とったのだけれども、食べ切れないので持って帰るから、この分は出前に相当するから8%にしろというのが出てきますね。結構ひねくれたお客がいます。今、お客がいないから話がしやすいですけども、本当に出てくるのですよ。だから、法制というのはいちもう少しシンプルにしていきたい。本来10%にするのであれば、一律10%というほうが。増税に反対ですよ。誤解されては困るのですが、なるべくシンプルにしていきたい。それを業界として要望いたします。

それから、先ほど技術についての進歩というお話をしましたが、ことしの8月23日、24日に先ほどの国際すし知識認証委員会をビッグサイトで行ったのですが、外国人対応ばかりです。WORLD SUSHI CUP JAPAN2018というのをやりました。ようやく農水省さんのほうが評価していただいて、これは外国人だけの、技術を向上するためのオリンピックみたいなものです。36名エントリーがありまして、そのうち6人は直前にやむを得ない事情でキャンセルがありました。30人が実費で来るのです。大体4日から5日休みをとらないと来られません。お店で良好な関係でないとできません。

私たち全すし連としては、例えば渡航費を出しますとか、参加費をただにするということは一切していません。外国のシェフ、板前さんが来てそこで腕を競うわけです。3日間にわたって行いました。その中で優秀な方、合格した方に対しては、全国で認定証を

発行しております。私たちは合格者がゼロでもいいと思っております。

1人認定証として5000円いただいております。ということは、立派な認定証を渡しますので、ただではできません。会場費等々ありますので、5000円いただいています。本来は組合としてお金は欲しいです。でも、出来の悪い人に合格は出しません。だから、主催者としては合格者ゼロでもいいとも思っております。

一つには全体的にレベルアップするということと、最初に言いましたように、世界に向かって正しいすしの知識を広げたいのです。せっかくおすしを食べたい。何でおすしが食べたいと始まったかというところから始まっております。したがって、健康にいい。食べているうちに何となくおいしいなというふうになっているところで、日本人のような繊細な味覚までは持っていませんが、外国のお客さんは大分レベルが上がってきています。平和ですね。武器を売るわけではないのだから。健康にいいすしの愛好家の為に、全すし連としては、微々たるものですが、たゆまない努力をしていかなければいけないと思っております。

だんだん時間がなくなってきたような感じですが、すし屋というのは、しゃべり出すと切りがないところがあるのですけれども、主にそういうところに力を入れております。

組合員に対する支援事業ということでは、外国人に対するマニュアル、どういうふうに対応したらいいのかということで、英語とか中国語とかいろんなものが書いてあって、あるいは困ったときにこうしたほうがいいよというのを昨年つくって、組合員に配りました。

今年は、経営者が、労働者を雇う際に気をつけないといけないことをまとめようと思えます。採用するときにはどうするのか。今後は文書で取り交わして、残業代を含みますとか、休みはいつですとはっきりしなければいけないということについて、専門業者に頼んで、急いで今年中に作成して配ろうと思っております。恐らく若竹さんが事務局の立場で発言しても、そういう点については実際対応しているほうですから、もっと詳しく説明できるかと思えます。

災害の対応につきましては、日本は本当に災害の多い国です。先般大阪で地震がありました。ついこの間は北海道で地震がありました。北海道の厚真町というのは一部地域なのですが、北海道については停電で、早いところで3日間、1週間電気がつかなかった。電気がつかないということは、冷蔵庫がだめで、魚がみんなパアになってしまったのです。目に見えない大変な被害が出ました。もちろん、営業できません。私たちは仲間ですから、名古屋で10月24日に全国大会がありましたが、毎回そのときに募金箱を回して集めるのです。皆様の浄財が集まったのをためておいて、何かあったときにはそういうものを使います。

それから、大規模災害。例えば東日本大震災のような大きな災害が起きたときは、全国の組合に対して義援金の要請をいたします。それがもしかすると組合のメリットというか、助け合いの精神でやっていこうではないかということで、災害があっては困るのですが、ささやかですが、そういう対応はしております。

一応主立ったことについては説明させていただきましたので、もし御意見、御質問等があれば、わかる範囲でお答えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○武井分科会長 ありがとうございます。

会長の山縣委員から御説明をいただきました。

それでは、ただいまの御説明に対しまして御質問、御意見がありましたら、よろしくお願い申し上げます。どうぞ。

○市川委員 御説明ありがとうございます。

資料6について2点申し上げたいと思います。資料6の5ページ、衛生問題への対応の最初のパラグラフに「衛生課題は」ということで、2行目に不正表示のことが書いてあるのです。この不正表示については、多分景表法とかああいう類いのものかなと思うので、衛生問題というよりは、例えば9ページの「メニュー表示等の食品表示に関する対応」とか、そちらのあたりにうまく入れ込んだほうがわかりやすいのではないかなと思っております。

2つ目は、同じく5ページの衛生問題への対応のところですが、2つ目のパラグラフに「衛生問題は、営業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、通常、発生するものではないため」云々という文章がございます。食中毒に関して申し上げますと、原因を特定できていない食中毒がこのごろ実際に起きているわけですので、通常の水準の管理を行っている場合、発生するものでないとこのように言い切ってしまうといいものかというのが疑問です。要望としては、このパラグラフはなくてもいいのかなと思うぐらいです。それよりは、HACCPという衛生管理が義務づけられたものの意義と価値をもうちょっと上のほうに持ってきて書いたほうが、より説得力があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○山縣委員 ありがとうございます。

衛生という点については、私たちの業界が一番恐れているのは食中毒を起こすということだと思います。そうすると、そのお店だけではなくて、業界全体がしばらくの間ダメージをこうむるのは間違いない事実なのであります。ただ、多少手前みそといいますか、手前どもの特徴を言いますと、すし屋は飲食店の中では一番食中毒がありそうで少ない業種なのです。調べていただければわかると思います。

なぜかという、本来は食中毒に対していろいろな薬品、消毒とかをします。ところが、すし屋はできません。お客さんの前で手を消毒しますと、においがついてできません。ところが、酢は非常に大事です。それからワサビ。それから見ていればわかりますが、絶えず手を洗っています。今、おい、山縣、すしを握ってと言われたら、まず手を洗って、酢をつけないと握れません。これの繰り返しなのです。これが非常に大事なのです。したがって、衛生という点については、絶えず手を洗っています。

それから、手袋をしろと言って、アメリカのほうは手袋をしますが、あれは間違いです。一見衛生的そうで、僕らの団体が調べたところ、決して衛生的ではありません。それで握

ると、シャリがくっつかないから幾らでもすしを握れるのです。その手で包丁をさわったり、水道をさわったり、布巾で掃除をしたりして、またやる。雑菌検査をすると、よっぽどよくないのです。最初に言いましたように、素手で握る場合には、とにかく手を洗わなければできない。酢に手をつけています。手酢。まないたも酢で拭いているのです。酢とワサビは非常にありがたい食材です。

ついでに余計な話。日本の調味料はすごいですよ。しょうゆ、酢、塩、みそ、これらは全部自然のものでありながら、防腐作用を持っているのです。例えばみそなどは、肉、魚のみそ漬けをやりますね。これをみそでつけることによって非常に防腐効果があります。しょうゆ漬け、酢漬け。だから、僕らの板場でも言うのですが、「漬け場」という言葉が残っているのです。しょうゆ漬けにしていた、酢漬けにしていた。漬け場。これは非常に大事な技術です。そういうことも気をつけて、後に続く若い人には何でかということも教えていかなければならないと思っております。

○竹林課長 事務局です。

今の御指摘は多分すしに特化してどうこうということではないだろうとも思いますので、今の御意見を踏まえながら、また、私どもの部は生活衛生・食品安全部ということで、食品衛生のプロが部内におりますので、プロの意見も聞きながら、どう書きかえればいいのか少し検証したいと思えます。

○武井分科会長 市川委員、よろしゅうございますか。

○市川委員 はい。ありがとうございます。

○武井分科会長 他にはいかかがでしょうか。では、お願いいたします。

○小熊委員 労働組合の連合でございます。

資料の24ページ、環境の保全及び食品循環資源の再生利用の推進の営業者に期待される役割の「(1)省エネルギー対応の冷凍・冷蔵設備、太陽光発電設備等の導入」というところですが、「冷凍設備、冷蔵設備の更新が非常に厳しい」というお話もありましたとおり、すし店に限らず、飲食店で使用しております冷凍・冷蔵設備については、老朽化が進んでいるものが非常に多いと推察されます。そういった中で、フロン類の漏えいの問題というものもございますので、設備の適切な管理、更新時の適切な処理ということについても、ぜひ御明記いただければと思います。

以上です。

○竹林課長 御意見を踏まえて考えたいと思えます。

○武井分科会長 よろしくお願いいたします。

西尾先生。

○西尾委員 振興指針の中身のことで、おすしはまさに日本文化の代表のひとつですので、そういう意味で、改めてこの振興指針の中にもそういう章をつくってくださっているというのは、大変いいことだと思います。7ページの(2)の訪日外国人旅行者への配慮というところですが、外国人の中には文化や宗教上の理由で食べられないものがある

るかと思えます。そこで、アレルギーの人向けの配慮だけでなく、文化や宗教上の配慮といった内容を付け加えるべきだと考えます。それを(2)に追記すべきか、あるいは(4)のメニュー表示等の食品表示に関するところで書くかどうかは御検討いただければと思いますけれども、ぜひとも入れていただければと思います。

以上です。

○武井分科会長 よろしく願いいたします。

○竹林課長 はい。

○武井分科会長 それでは、藤田委員。

○藤田委員 先ほどの16ページの施設及び設備の改善についてのところで、オの節電に関するということと、節電と蓄電と発電とちょっと違うのではないかと。だから、節電するというのと、先ほど災害が起こったときに問題なのは、発電機を置くとか蓄電池を置くとかいうことを一つつけ加えて。これは別のものであって、LEDと蓄電池と発電とはちょっと違うのではないかと思うので、そのところをちょっと検討してもらいたい。

○竹林課長 いずれにしても表現とか書く場所であるとか、そのあたりの整理を今の御意見を踏まえて検討させていただければと思います。

○武井分科会長 資料の6、16ページから17ページにかけてということになりますね。

○藤田委員 そうです。

○武井分科会長 御検討いただければと思います。

○竹林課長 はい。

○武井分科会長 後藤委員、よろしく願いします。

○後藤委員 資料6の7ページの訪日外国人旅行者への配慮というところですが、「旅行者」という表現が必須なのかというのがちょっと気になりました。留学生とか働く人で、学び始めた、働き始めたという人も、ここに書いてあるようなことの対象にはなりそうありますので、そういう意味で、主に旅行者を念頭に置いているということ、それはそれでいいのかもしれませんが、旅行者以外を排除するようなニュアンスがあるとすると、それは避けたほうがいいのではないかと思います。

あと一点です。書き加えていただいたところで、済みません、附箋をつけておいたところが飛んでわからなくなってしまったのですが、安全な食品の提供というのを挙げていたところがあるのですが、それを後から入れたために、位置がそこでいいのかなという感じがしたところがありました。何ページだったのか、済みません、すぐ出てこない。

○佐々木委員 16ページの上ではないですか。

○後藤委員 そうですね。済みません。16ページの「④安全な食材を使用し」というところは、確かにこれが非常に重要なことで、入れていただいたのはいいのですが、「安全な食材を使用し」というのが最も基本的なことなので、別に①②③の順序に優劣があるわけではないと思うのですが、もっと上のほうに入れていただいたほうが入れる位置としては適切かなと思います。そういう意味で、④のところを一番最初に出して①にしてしま

うとか、そういう工夫というのもありそうだなという感じがしました。

以上です。

○武井分科会長 どうぞ。

○竹林課長 1点目、日本のお住まいの外国人の方も少なからずおられると思いますし、2点目も含めて、御意見を踏まえて対応したいと思います。

○武井分科会長 よろしくお願いします。

○後藤委員 2点目については。

○竹林課長 2点目も含めて、両方とももちろん検討いたします。

○後藤 ありがとうございます。

○武井分科会長 あとはいかがでしょうか。お願いいたします。

○笹尾委員 25ページの営業者に期待される役割の続きで、(3)のところと、その下の3番にある日本政策金融公庫のところの表現、「妊産婦」と「子育て中の者」というところですが。まさに子育て世帯のことを言うのか、その辺の表現をどうするのかというのが少し気になる場所ですので、検討いただければと思っております。

もう一点、災害に関わる場所ですが、28ページの下から5行目、1、営業者に期待される役割の「(3) 近隣住民等の安否確認や」という場所です。被災地の中で被災者である営業者に安否確認、そこまでのことを期待されるのか。限界がかなりあるのだろうと思うと、この書きぶりはどうなのかなと思います。自助が優先されることでありますので、そういう書きぶりのところを少し表現を変えたらどうでしょうか。検討課題として提供させていただきます。

○武井分科会長 ありがとうございます。

今、笹尾委員から2つ御指摘いただきました。御検討いただけますでしょうか。

○竹林課長 もちろん、検討いたします。2点目については、義務がかかるとかそういうことではございません。地域の中で近隣の住民の方と非常にかたいネットワークをつくられて経営されるような店舗もたくさんあると思います。そういう地域の信頼関係の中でそういう役割を果たされる場合もあるやに聞いておりますので、ある意味そういうことを例示というか、そういう形で書かせていただいたものでございますが、全ての店舗が必ずこういうことをしなければならないというような受けとめにならないように、少し記載を工夫したいと思います。

○武井分科会長 お願いいたします。

山本先生。

○山本委員 災害対応の点でもう一点ですが、全般に停電、節電というところに非常に重きを置かれているように見受けられますが、今般の台風のときなどは断水が長期に渡ったという例も聞きました。衛生の管理という点から見ると、水の問題というのは非常に大きいと思われまので、断水への対応などももし可能であれば盛り込んでいただいてもいいのかなと思います。

○竹林課長 当課の隣に水道課という課がございまして、今年はすごく大変だったのですが、断水ということに対してどういう対応ができるのかということもよく考えながら、御示唆いただいたことについて少し考えたいと思います。

○山本委員 ありがとうございます。

○武井分科会長 他にいかがでしょうか。お願いいたします。

○佐々木委員 今、笹尾委員からも御指摘がありましたように、「子育て中の者」という表現は、すごく嫌な表現と言ったらあれかもしれませんが、すごくひっかかる表現。子育てをしている方は別に関係なく、お子様連れの方という意味だと思うので。子育てをしている人がお子様を連れていなければ特に関係ない話ですから、表現として「子育て中の者」というのは非常に違和感がある。余分なことかもしれませんが、そういうニュアンスをきちんと履き違えられないように書かれたほうがよろしいのかなということが1点です。

○竹林課長 少し表現を適正化したいと思います。

○佐々木委員 それから、すし店以外のことで大変恐縮ですが、私は全興連の者ですが、振興指針の見直し方針の大前提で「訪日外国人旅行者への配慮（興行場営業を除く）」とあえて書いてあるのは、何か意図がおりなのかなとすごく気になったのですが。

○大塚課長補佐 4月の意見交換等でそういった御意見がなかったので、「除く」と書かせていただいた次第です。逆に含めるということであれば、こちらは拒むものではございませんので。

○佐々木委員 こちらから意見が出なかったから書かなかったということですか。

○大塚課長補佐 そうです。ですので、いろんな御事情をまた教えてもらえたらと思います。

○佐々木委員 わかりました。済みません。余分なことで失礼しました。

○武井分科会長 それでは、活発な御議論をいただき、大変ありがとうございました。

美容業及び飲食店営業（すし店）につきましては、本日の議論を踏まえまして事務局で素案の修正をお願いしたいと思います。

次に、美容業の標準営業約款の変更について御審議いただきたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○大塚課長補佐 それでは、資料7、資料8を御準備いただければと思います。まず、資料7の2ページ目、裏面に標準営業約款につきまして記載をさせていただいております。簡単に御説明させていただきます。標準営業約款につきましては、利用者又は消費者の選択の利便を図るためのものという位置づけでございます。厚生労働大臣が指定する美容業、理容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業の5業種について約款が定められているという状況でございます。

これらの業種の業者が約款に従って営業を行うときに、都道府県生活衛生営業指導センターに登録を行います。登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが厚生

労働大臣の承認を得て定める様式の標識及び標準営業約款の要旨を示すということになっております。登録期間は3年となっており、再登録する場合、5年ということになっております。

真ん中にあるSのマークにつきましては、3つのSということで、安全であること、清潔であること、安心であること、こういった約束をするお店ということで、お店に掲げられているものでございます。

今回美容業に関する標準営業約款の変更について、全国生活衛生営業指導センターのほうから申請がなされて、今般御審議いただく次第でございます。資料8をご覧くださいければと思います。こちらは全国生活衛生営業指導センターのほうから変更申請があったものを付けさせていただいております。2ページ目がかがみ、3ページ目、4ページ目、5ページ目に変更後の全文でございます、6ページに新旧という形で資料がございます。こちら赤字の部分が変更されているものでございます。第3条の「(1) 施術内容及び料金の表示に関する事項」がまず変更されております。具体的に提供する役務の名称が定められておりました。シャンプー、カット、セット、こういったことを定めていたのですが、消費者ニーズの多様化に伴いまして、提供する役務の差別化が、美容店を選択する上で重要になっているといったことで、各営業施設において提供する役務と料金を利用者にわかるように表示するという変更になっております。また、利用者が安心して美容店を利用するという観点で、先ほどの施術内容及び料金を表示することと、あと、(2) 美容師の表示に関する事項に書かれております名札等で美容師の氏名がわかるように配慮するなど、こういった変更がなされております。

最後に、今後の手続でございますけれども、御審議いただいた上で、答申をいただくと。そういった内容を踏まえまして、公正取引委員会のほうに協議をすることになっております。

こちらからの説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○武井分科会長 ありがとうございます。

何か御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

○藤田委員 これに関連するかどうかわからないのですが、このごろ1000円カット、1000円美容とかいうのがたくさん出てきているのですが、これは皆、組合に入って衛生面のこととかそういうのは管理できているのかなと。

○竹林課長 組合に入っているかどうかというのは、ケース・バイ・ケースとしか言いようがないと思いますけれども、ただ、美容所である以上は美容師法に基づいた衛生管理がなされなければいけませんので、1000円カットだからそこが必ず怪しいということではないとは思っています。

○藤田委員 私たちの団体にもちゃんと衛生面、いけているのかなという疑問を投げかけられることが多いので、どういうふうに説明したらいいのかなと。

○竹林課長 何か補足がございますか。

○吉井委員 料金によって組合に入っているか、入っていないかということはございません。美容室である以上は保健所の開設確認書がないとだめなわけです。それを店舗に表示してあるか、していないかというのは一つの目安なのだろうと思います。表示してあるということは、少なくとも保健所が開設する前に検査を行って、適正ですよという印でございますから。それから免許証等も本来そこに掲示してあれば、無資格者が働いているということもないわけです。ですから、我々のほうでそういった店舗も組合員に入っているところもあれば、入っていないところもあるということです。

○武井分科会長 よろしゅうございますか。

○藤田委員 はい。

○武井分科会長 いかがでしょうか。ほかに何か。

それでは、皆様いろいろな御議論していただきましたが、美容業の標準営業約款の変更・認可については、原案どおり厚生科学審議会会長に報告させていただきたいと存じますが、それでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○武井分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の審議、予定したものがこれで。ごめんなさい。市川さん、どうぞ。

○市川委員 もしお時間が許せば、1点意見を申し述べそびれた点がございますが、よろしいでしょうか。

○武井分科会長 どうぞ。

○市川委員 資料2の振興指針の見直し方針(案)についてです。裏を見ていただいて、第五、営業の振興に際し配慮すべき事項の「四 環境保全、省エネルギーの強化及び食品循環資源の再生利用の推進」と書いてございますけれども、現在消費者庁は食品ロスということで、いろんな省庁を挙げて取り組んでいるところです。「食品ロス」という言葉自体に厚労省がかかわっていらっしやらないような。厚労省さんは消費者庁のその会議に参加されていないのですが、食品循環資源の再利用というのは第二段階の話なので、やはり発生抑制というところに触れるべきだなと思っておりますので、「食品廃棄物の発生抑制の推進」という言葉のほうが適正かなと思っているところです。できれば「食品ロス」という言葉も、可能であれば「食品ロスの削減」とかそういったところまで触れていただければありがたいですが、四の文章に関しては考えていただけないでしょうかという要望でございます。

○武井分科会長 わかりました。

課長、いかがでしょうか。

○竹林課長 要は、発生抑制ということが読めるような表現にしておくということかと思っておりますので、検討させていただければと思います。

○武井分科会長 よろしく願いいたします。

ほかに全体に関連して特に御発言があれば。いかがでしょうか。

いろいろ活発にお話しいただきまして、ありがとうございました。

最後に事務局から事務連絡等があると思います。よろしく願いいたします。

○大塚課長補佐 本日は、活発な御議論をいただきまして、ありがとうございます。

今回振興指針の改正につきまして追加でお気づきの点等ございましたら、事務局のほうにメールで結構ですので、御連絡いただければと思います。

また、本日の議事録につきましては、こちらで準備をさせていただいて、先生方にメールで御確認をさせていただきたいと思っております。その後、厚生労働省のホームページで公表させていただくという段取りになります。

また、次回は11月27日（火）13時から15時、場所はここでということになっております。さらに申し上げますと、来年1月11日（金）9時半から、今年度第3回目の開催を予定しておりますので、引き続きよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○武井分科会長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第30回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を終了いたします。どうも御協力いただきまして、ありがとうございました。

○竹林課長 どうもありがとうございました。